

# 古瀬間墓地公園各種届出案内

古瀬間墓地公園を御利用の際は、各種手続きが必要です。

## 1 各種届出様式

届出が必要なとき	届出書類(各1部)	添付書類	注意事項
墓所に墓標等の工事をするとき (工事開始10日前までに※土日祝日を除く)	墓所内工事着手届 (様式5) 墓所内工事完了届 (様式6)	工事図面(平面図・立面図)	・完了届は申請者住所・氏名を記入し(日付は未記入)、工事申請書と同時提出すること ・追加工事、改修、植樹等も届出必要(墓標への名入れは届出不要)
焼骨の埋蔵をするとき	埋蔵物届(様式11)	埋火葬許可証 (豊田市の場合は「死体火葬許可証」)または改葬許可証	・埋火葬許可証は死亡届提出市町村で発行 ・改葬許可証は埋蔵、収蔵されている墓所所在地の市町村で発行
利用者が死亡したとき	墓所利用承継認可申請書(様式7)	承継者の住民票(本籍記載)及び戸籍抄本等	・戸籍抄本等については、利用者と承継者の関係(祭祀を主宰する者であること)が分かるものを添付すること
利用者の住所・本籍を変更したとき	墓所利用許可申請事項変更届(様式9)	住民票等又は戸籍抄本	・住所変更は住所履歴が分かる住民票又は戸籍附票、本籍変更は戸籍抄本が必要
古瀬間墓地へ埋蔵した焼骨を他の墓地等へ移すとき (改葬)	改葬許可申請書 (感染症予防課HP等から入手)	—	・過去に埋蔵物届が提出され、記録がある埋蔵者について埋蔵証明します。その後、感染症予防課へ提出し改葬許可を受けた後に焼骨を移してください。 ・改葬許可に関する問合せ 感染症予防課(電話34-6180)
墓所を返還したいとき(埋蔵された焼骨を移し、墓所を更地にして草取り及び整地した後に届出)	墓所返還届(様式10)	通帳又は振込口座が確認できるもの(墓所を一度も使用していない場合)	・未使用の場合は、還付規定あり ・返還時に利用者が死亡や住所・本籍変更がある場合は、当該手続きも必要

## 2 届出の提出について

(1) 添付書類の住民票等は3か月以内に発行されたもの(コピー可、署名必要※)。

※証明書のコピーは、あらかじめ用意ください(窓口でコピーは行いません。)

コピーには原本と相違ないことを証明する署名をしていただきます。

(2) 郵送・インターネット・メールでの受付不可

### ● 墓所利用時の注意

イノシシやカラス等による被害が発生しています。荒らされた墓所は利用者責任で復旧してください。

問合せ先 豊田市役所 やすらぎ福祉総務課(東庁舎1階)

電話34-6706